

新潟市旅行事業者緊急支援事業

【申請要領】

※新型コロナウイルス感染症の影響下において事業を継続する
新潟市内の旅行事業者を対象とする支援金になります。

■ 受付期間

令和3年10月4日（月）から 同年12月17日（金）まで

■ 受付方法

郵送での受付のみとなります。※令和3年12月17日（金）**必着**

（宛先）〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル 5階

観光推進課 宛

※ 封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

■ 問い合わせ先

新潟市 観光・国際交流部 観光推進課

（電話）025-226-2612 （平日8:30～17:30まで）

（メール）inbound@city.niigata.lg.jp

■ 申請に必要な書類の入手方法

新潟市ホームページからダウンロード

（新潟市ホームページURL）

<https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/kanko/gyosei/kinkyu.html>



※ 申請書類の郵送による提供は行いません。

※ ご不明な点は、上記問い合わせ先まで電話またはメールにてお問い合わせください。

！ 必ずお読みください ！

- 1 支援金の交付決定後、支援金の交付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消し、支援金の返還を命じます。
- 2 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽による申請や不正受給等が判明した場合は、支援金の給付を受けた事業者名等を公表するとともに、警察へ通報する場合があります。
- 3 支援金の交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、申請者の施設等の現地確認や説明を求めることがあります。
- 4 必要書類に不足があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いする場合があります。その際、確認のための連絡がとれない場合や、必要書類が提出されない場合、申請内容の不備が指定する期間内に解消しなかった場合等、申請者が支援金の給付を受けることを辞退したものとみなします。

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響下において、市内で旅行業を営む事業者の事業継続を支援することにより、交流人口拡大による地域経済活性化に欠かせない社会基盤の機能保持を図ることを目的として、事業継続に向けた緊急支援金を交付するもの

2 対象者

旅行業・旅行業者代理業・旅行サービス手配業に係る登録を受けて事業を営む者のうち、市内に本社、支店又は営業所のいずれかを有しており、下記①～⑤すべてに該当する者。

- ①令和3年4月1日時点で許可を受けている者
- ②申請時点で、市税の未納がない者又は徴収猶予を受けている者
- ③支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思がある者
- ④旅行業法、労働基準法その他関係法令に違反していない者
- ⑤新潟市バス・タクシー事業者緊急支援事業実施要綱または新潟市宿泊事業者緊急支援事業実施要綱の交付を受けない者

※ただし、新潟市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

3 支援金額

市内事業所で旅行業務に従事する従業員数に応じ、下記の通りとする。

市内事業所で 旅行業務に従事する従業員数	支援金の額
0～5人	250,000円
6～19人	500,000円
20～49人	750,000円
50人以上	1,000,000円

※「市内事業所で旅行業務に従事する従業員数」とは、市内に所在する事業所に勤務する従業員のうち、専ら旅行業務に従事する雇用保険の一般被保険者とする

※申請日時点における従業員の数を計上すること

※支援金の交付は一事業者につき1回までとする

※市内の2以上の事業所で営業している場合、当該事業所で旅行業務に従事する従業員数を合算した人数に応じた額とする

※同一の従業員が、2以上の事業所で旅行業務に従事している場合は、主として勤務する事業所でのみ従業員の数を計上すること

4 申請書類、申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間 令和3年10月4日(月)から同年12月17日(金)まで

(2) 申請書の入手方法

新潟市ホームページからダウンロード

(新潟市ホームページURL)

<http://www.city.niigata.jp/kanko/kanko/gyosei/kinkyu.html>



※ 申請書類の郵送による提供は行いません。

※ ご不明な点は、新潟市観光・国際交流部観光推進課まで電話(025-226-2612)またはメール(inbound@city.niigata.lg.jp)にてお問い合わせください。

(3) 申請受付方法

■ 受付方法

郵送での受付のみとなります。※令和3年12月17日(金) **必着**

(宛先) 〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル 5階 観光推進課 宛

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※別表の提出書類を郵送にてご提出ください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

5 交付の決定及び交付の開始

(1) 本支援金は、提出書類の受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に交付します。

(2) 提出書類の審査の結果、本補助金の交付(不交付)の決定をしたときは、交付(不交付)に関する通知を送付します。

(3) 申請書類の提出後、1~2週間程度で通知を送付しますが、申請状況によっては2週間を経過する場合がありますので予めご了承ください。また、個別の審査状況についてはお答えできませんので予めご了承ください。

6 その他

(1) 本支援金の交付に関して、必要に応じ、申請者の施設等の実地確認等を求めることがあります。

(2) 本支援金の交付の決定後、申請内容に関して、虚偽や不正等が発覚した場合は、交付の決定を取り消します。この場合、申請者は、指定された期日までに支援金を返還する必要があります。

別表

※チェックリストに☑を入れ、必要書類がそろっているか再度ご確認ください。

提出書類一覧		チェックリスト
1	新潟市旅行事業者緊急支援事業支援金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号)	<input type="checkbox"/>
2	登録を受けたことが分かるものの写し ※(例) 旅行業登録票の写しなど	<input type="checkbox"/>
3	市内で旅行業を営むことが分かるものの写し ※(例) 法人：登記事項証明書、法人事業税申告書の写しなど 個人：確定申告書、市民税・県民税申告書、個人事業の開業届出書の写し ※各提出先での受付印が押印された写しに限ります。 ※市内所在地及び業種が記載されている頁の写しをご用意ください。	<input type="checkbox"/>
4	市税の納税証明書(未納がないことの証明)【 <u>原本</u> 】 ※市民税課、各区区民生活課、中央区窓口サービス課、出張所等で発行可 ※「市制度用」のものを発行してください ※発行から1か月以内の証明書の原本を添付してください ※新型コロナウイルス感染症の影響等により、新潟市税の納税等の猶予を受けている者は、承認を受けている各 徴収猶予承認通知書の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>
5	従業員名簿 ※市内事業所で勤務する従業員のうち、 <u>専ら旅行業務に従事する雇用保険の一般被保険者のみ</u> 記載してください。 ※従業員名簿に代わる書類などがあれば、そちらで代用可能です。	<input type="checkbox"/>
6	雇用保険の一般被保険者であることが分かるものの写し ※(例) 事業所別被保険者台帳の写しなど	<input type="checkbox"/>
7	申請書記載の口座情報(金融機関名、振込先口座、口座名義及び支店番号等)がわかる通帳等の写し (例) 通帳の場合、表紙の裏など ※申請者と同一名義の口座に限ります。	<input type="checkbox"/>